

裁 定 案

株式会社NTTドコモ代表取締役社長 井伊 基之 から、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。）第35条第3項の規定に基づき、C o l tテクノロジーサービス株式会社との電気通信設備の接続に関して、協議が不調であったため、裁定の申請が行われた。

株式会社NTTドコモの申請及びC o l tテクノロジーサービス株式会社の答弁並びに両当事者からの意見について調査の結果、下記のとおり裁定する。

記

株式会社NTTドコモとC o l tテクノロジーサービス株式会社との電気通信設備の接続に関して、C o l tテクノロジーサービス株式会社が取得すべき金額のうち、株式会社NTTドコモが裁定を求めるものについては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定するものとする。

能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額の算定方法等については、次に掲げるとおりとする。

- ・ 各期間について、以下の長期増分費用（LRIC）モデルを用いることが適当である。
 - － 平成27年4月1日から平成31年3月31日までは当時のPSTN-LRICモデル（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。）第6条第1項に基づき、接続料規則第4条の表2の項の機能（加入者交換機能（同表備考2のイに掲げる機能を除く。）、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）等の機能に関する資産及び費用の整理に用いるプログラムとして、平成27年3月、平成28年3月、平成29年1月及び平成30年1月に、総務大臣から東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）に通知されたものをいう。）
 - － 平成31年4月1日から令和4年3月31日までは第8次IP-LRICモデル（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第13号。以下「平成31年改正省令」という。）附則第4条第1項各号に掲げる場合に該当するかの検証の結果、平成31年改正省令附則第5条第1項に規定する方法の適用を受けることとなった場合において、平成31年改正省令附則第6条第2項において準用する接続料規則第6条第1項に基づき、平成31年改正省令附則別表第1の3の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能に係る単位費用の算定に用いる平成31年改正省令附則別表第1の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能に関する資産及び費用の整理に用いるプログラムとして、平成31年3月、令和2年1月及び令和3年1月に、総務大臣からNTT東日本・西日本に通知されたものをいう。）

- 令和4年4月1日から裁定の日までは、第9次IP-LRICモデル（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第9号。以下「令和4年改正省令」という。）附則第5条第2項の規定により読み替えて適用される接続料規則第6条第1項の規定に基づき、令和4年改正省令附則別表第2第2表の要素機能の区分の欄及び内容の欄に定める要素機能に係る単位費用の算定に用いる加入電話・メタルIP電話接続機能に関する資産及び費用の整理に用いるプログラムとして、令和4年3月、令和5年3月及び令和6年1月に、総務大臣からNTT東日本・西日本に通知されたものをいう。）
- これらの長期増分費用モデルにより、全国的に十分な需要のある電気通信事業者の需要等に基づき計算された都府県の区域（C o l tテクノロジーサービス株式会社の業務区域のもの）ごとの金額（別表参照）を基本として、C o l tテクノロジーサービス株式会社の取得すべき接続料を設定すべきである。

以上

理 由

第1 裁定が求められている事項

株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）が、C o l tテクノロジーサービス株式会社（以下「コルト」という。）の電気通信設備との接続に関する協議が不調であるとして求めているものは、ドコモの令和5年1月31日付け接続協定裁定申請書（以下「ドコモ裁定申請書」という。）によれば、ドコモの電気通信設備とコルトの電気通信設備との接続において、次の区分ごとに適用されるコルトがドコモから取得すべきコルトの役務提供区間の料金について、それぞれ能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額とすべきとの裁定である。

| 区分 | 適用 |
|---------|---|
| I S D N | コルトの総合デジタル通信サービス（以下「I S D N」という。）に関して、コルトのI S D N端末設備に着信する接続通信に適用する料金 |
| I P 電話 | コルトのI P電話サービス（以下「I P電話」という。）に関して、コルトのI P電話端末設備に着信する接続通信に適用する料金 |

第2 事案の概要

本件申請は、ドコモが、同社の移動通信サービスに係る電気通信設備と、コルトのI S D N及びI P電話に係る電気通信設備との接続に関し、コルトとの協議が不調であるとして、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第35条第3項の規定により、第1に掲げる事項について、総務大臣に対して裁定を求めるものである。

1 当事者

(1) ドコモ

ドコモは、法第9条の規定に基づき総務大臣の登録を受け、自ら基地局を開設・運用して移動通信サービスを含む電気通信役務を提供する電気通信事業者である。同社の移動通信サービスに係る電気通信設備の一部は、法第34条第1項の規定に基づき指定された第二種指定電気通信設備である。同社の移動電気通信サービスに係る業務区域は全国である。

(2) コルト

コルトは、法第9条の規定に基づき総務大臣の登録を受け、I S D NやI P電話を含む電気通信役務を提供する電気通信事業者である。

コルトのホームページにおいて、提供エリアは、「東京 23区:03 多摩:042 千葉:043 川崎:044 横浜:045 埼玉:048 大阪:06 神戸:078 (I S D Nのみ) 名古屋:052 (S I Pのみ)」とされている。

2 裁定対象となる接続

(1) 本件接続の内容

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ等9社（平成20年に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが他8者と合併して電気通信事業者の地位を承継し、平成25年に株式会社NTTドコモに商号変更）とケーヴィエイチ・テレコム株式会社（平成27年にC o l tテクノロジーサービス株式会社に商号変更）の間で平成14年に接続協定が締結されて以来、ドコモとコルトは、電話サービスの提供に関し、両者の電気通信設備を接続している（以下これを「本件接続」という。）。

本件接続においては、一方の者が両当事者の提供する電気通信役務を通算した利用者料金を設定する利用者料金体系（いわゆる「エンドエンド料金」）に両当事者が合意しており、両当事者の電気通信設備間の通信量等に応じて、接続に関し取得すべき金額（以下「接続料」という。）を精算している。

ドコモは、法第34条第2項に基づき第二種指定電気通信設備との接続に係る接続料を同社の接続約款に定めて総務大臣に届け出ており、毎事業年度、法及び第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）の規定に基づき算定される接続料の上限を超えない額を再算定し、総務大臣に接続約款の変更を届け出ている。

コルトの本件接続に係る接続料については、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に係る接続料の算定方法等の規定が適用されていないことから、原則として同社と接続に関する協定（以下「接続協定」という。）を締結し、又は締結しようとする電気通信事業者との間の協議により個別に定められることとなるが、ドコモの間においては、平成14年度から平成26年度までの毎事業年度、協議により、同社との接続協定を変更していた。

(2) 裁定の対象となる接続料

本件申請は、本件接続においてコルトがドコモから取得すべき接続料のうち、次のものについて裁定を求めるものである。

ア コルトのISDNにより、ドコモとコルトの電気通信設備間の接続点（両当事者の電気通信設備の間にNTT東日本・西日本の電気通信設備がある場合における当該設備とコルトの電気通信設備の接続点を含む。以下同じ。）からコルトのISDNの利用者の端末設備まで接続する電気通信役務に係る接続料のうち、平成28年4月1日から裁定に至るまでの接続に係るもの（以下「ISDN接続料」という。）

イ コルトのIP電話により、ドコモとコルトの電気通信設備間の接続点からコルトのIP電話の利用者の端末設備まで接続する電気通信役務に係る接続料のうち、次に掲げるもの（以下「IP電話接続料」という。）

(ア) 電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表第1号に掲げる固定電話番号を用いるものについては、平成27年4月1日から裁定に至るまでの接続に係るもの

(イ) 電気通信番号規則別表第6号に掲げる特定IP電話番号を用いるものについては、平成28年11月1日から裁定に至るまでの接続に係るもの

これらの接続料については、ドコモとコルトの接続協定上、令和4年3月31日付け「相互接続協定変更書」において、「未だ合意に至っていない」とされており、裁定申請時点においても、同変更書において暫定適用とされている料金により精算を行っている。

これらの接続料について、同変更書では「双方誠意をもって協議を継続して実施するものとし、甲乙間で合意に至った場合には、合意した事業年度内に、甲乙間で合意した料金額による精算を実施する」とされている。

これらの接続料に関して、本裁定の定めるところに従い、両当事者間に協議が調ったものとみなされると、前記規定に基づき、本裁定の定める期間に係る精算が行われることとなる。

3 本件に係る協議の経緯等

本件申請に係る協議の経緯は、大要次のとおりである。

(1) 平成26年度に適用する接続料に係る協議まで

平成14年度以降（IP電話は平成22年度以降）、両当事者は、コルトが取得すべき接続料におけるベンチマーク（合意する接続料について、当事者の電気通信設備との接続に係る費用等ではなく、公表されている他の電気通信事業者の接続料を参照して設定する際に参照される接続料をいう。）として、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）が設定する接続料を採用し、当該接続料と同額の金額をコルトが取得すべきものとして合意していた。

コルトが取得すべき接続料に係るベンチマークとして採用されていた接続料は、NTT東日本・西日本が長期増分費用方式（第3の2において後述する。）に基づき算定する接続料のうち、NTT東日本・西日本の公衆電話交換網（PSTN¹）に対し、中継交換機への接続（いわゆる「IC接続」）を行う場合に適用される接続料（以下「NTT加入電話接続料」という。）であったと認められる²。

(2) 平成27年度に適用する接続料に係る協議（「暫定精算」の開始）

平成28年3月に、コルトはドコモに対し、コルトが取得すべき接続料について前事業年度までと同様にNTT加入電話接続料をベンチマークとして採用した接続料を提示したところ、ISDN接続料については協議が調ったものの、IP電話接続料については、次のとおり協議が推移した。

ア ドコモは、NTT加入電話接続料が適用されているNTT東日本・西日本の加入電話等とは「設備構成が明確に異なり、IP電話に使用する設備であるルータ、サーバといった設備の価格はISDNに用いる設備よりも一般に大幅に安価であること等から、IP電話のネットワークはISDNより安価に構築でき得るものと捉えていたこと」（ドコモ裁定申請書3頁）及びドコモ発コルト着のIP電話の音声トラヒックが大幅に増加しているのに

¹ PSTN: Public Switched Telephone Network

² 平成26年度に適用されたコルトの取得する接続料は平成26年度におけるNTT東日本・西日本の電気通信設備とIC接続を行う場合の接続料に一致していた。

対し、NTT加入電話接続料の算定に用いられる「音声トラヒックが減少している状況では傾向が異なっていること」（ドコモ裁定申請書3頁）を踏まえ、前年度より値上げとなったNTT加入電話接続料と「同額の水準を採用することの妥当性を見出すのは困難」（ドコモ裁定申請書3頁）と判断し、コルトに対し、IP電話の設備構成及びトラヒックの増加が反映された接続料の提示を促した。

イ ドコモはコルトに対し、IP電話接続料について未合意である旨を通知した。その後の協議により、平成27年度に適用するIP電話接続料については、暫定的に平成26年度に適用するIP電話接続料を適用することについて合意した。

（3）平成28年度の協議（「暫定精算」の拡大）

平成28年度においては、前項のとおり、未合意の平成27年度に適用するIP電話接続料について協議が行われたほか、コルトが新たに提供を開始した特定IP電話番号を用いるIP電話に係る接続の開始に向けた協議も開始されたところ、次のとおり協議が推移した。

ア 「未合意」の平成27年度に適用するIP電話接続料について

コルトは、前事業年度と同様、NTT加入電話接続料をベンチマークとして採用した接続料を提示したところ、ドコモも前事業年度と同旨の主張を行ったため、同様の結論となった（平成27年度に適用する接続料について未合意が継続するとともに、平成28年度に適用するIP電話接続料について暫定的に平成26年度に適用するIP電話接続料を適用することについて合意した。）。

イ 平成28年度に適用するISDN接続料について

コルトは、NTT加入電話接続料をベンチマークとして採用した接続料を提示したところ、ドコモは、ISDNについてもトラヒックの増加傾向がNTT加入電話接続料の原価算定に用いられるトラヒックの傾向と異なること等を主張したため、未合意となり、ISDN接続料について、暫定的に平成27年度に適用したISDN接続料を適用することについて合意した。

ウ 特定IP電話番号を用いるIP電話に係るIP電話接続料について

コルトは、「LRIC水準と実際の算定を比較すると実際の算定の方が高い」（ドコモ裁定申請書4頁）こと及びコルトの「IP電話はISDNと同じネットワーク構成であり、顧客への提供終端装置の維持費なども大きな差がない」（ドコモ裁定申請書4頁）ことを主張し、ドコモにNTT加入電話接続料と同額の水準を提示した。

ドコモは、前事業年度の協議と同様に、コルトのIP電話とISDNのネットワークは別物と理解していると主張した上で、ドコモが合意可能な算定方法の例として「NTT東

西ひかり電話とLRICの加重平均を取る方法」(ドコモ裁定申請書4頁)等複数の考え方を提案した。

ここで、「NTT東西ひかり電話」とは、NTT東日本・西日本が、両社のIP電話サービスである「ひかり電話」に係る接続に関して定める閉門交換機接続ルーティング伝送機能の接続料を指すと認められる(以下、同機能の後継機能として令和元年度以降定められている「光IP電話接続機能」の接続料も含め「光IP電話接続料」という。)

これに対しコルトは、ドコモの提案した考え方はいずれも合意可能なものではなく、特に、「NTT東西ひかり電話とLRICの加重平均を取る方法」については、「設計思想・設備構成が異なり」(令和5年3月3日付けコルト提出の答弁書(以下「コルト答弁書」という。)6頁)、コルトのIP電話より接続料が安価になると考えられる光IP電話接続料を加重平均として組み込むものであると主張して了承せず、両当事者は、平成28年11月1日から、特定IP電話番号を用いるIP電話に係る接続料について、暫定的に、平成26年度に適用するIP電話接続料を適用することについて合意した。

(4) 平成29年度以降の協議(「暫定精算」の継続)

平成29年度から令和3年度まで、毎事業年度の接続協定の変更に際し、両当事者は当事業年度に適用する接続料に加え、未合意となっていた接続料について協議を継続したものの、引き続き未合意となるとともに、当事業年度に適用する接続料について、暫定的に、①ISDN接続料については平成27年度に適用したもの、②IP電話接続料については、平成26年度に適用したものを適用することについて合意する状態が継続した。

この期間における両当事者の主張等については、次のとおりである。

ア コルトによるNTT加入電話接続料をベンチマークとして採用すること等に関する補足的説明(平成29年度以降)

コルトは、引き続き、IP電話接続料とISDN接続料の双方においてNTT加入電話接続料をベンチマークとして採用することをドコモとの協議における原則的な考え方としており、そのことに関して、同社のネットワークやサービスの特性として、次の点を説明している(ドコモ裁定申請書5、6頁及び添付の資料3、5、6)。

- ① コルトのIP電話は閉域網により提供されており、維持設備はISDNと大きく変わらないこと(平成29年度)、ISDNとIP電話はコア設備を共用していること(平成30年度)
- ② コルトの利用者の利用するサービスはISDNが大半であり、今後継続的にサービス提供のための設備投資の見込みがあること(平成29年度)
- ③ 実績算定値はNTT加入電話接続料より高額となること(平成30年度)

- ④ [REDACTED]

」の割合に、I P電話のトラヒックの割合を乗じることにより、光I P電話接続料を加味すべき比率を算定するものであり、具体的には、「」を■%、I P電話のトラヒックを■%と考えて、N T T加入電話接続料と光I P電話接続料を■対■の比率で加重平均したものを接続料とするものである（ドコモ裁定申請書添付の8、9、コルト答弁書16頁）。

ドコモは、エッセンスモデルの内容・算定方法・算定根拠等について、複数回、コルトに質問を行い（ドコモ裁定申請書添付の10、13）、コルトはそれらに回答（ドコモ裁定申請書添付の資料12、14、コルト答弁書添付の資料I）を行ったが、本エッセンスモデルに基づく合意には至らなかった。

この点、本裁定に際し、ドコモは、「加重平均モデルに算定の根拠もない係数を代入して接続料水準を操作するものであり、その合理性について全く理解困難」「係数に関する合理的な説明はなされなかった」等主張する（ドコモ裁定申請書20頁及び令和5年3月13日付けドコモ意見書9頁）一方で、コルトは、「ひかり電話の接続料を■%分は考慮するという趣旨で数値を代入するなど、根拠を有するものであり、『接続料水準を操作』するものではない」、「内容・算定方法・算定根拠等につき詳細に説明したのであり、また、その後のドコモの質問に対しても誠実かつ適切な回答を行った」等と説明する（コルト答弁書26頁及び令和5年3月27日付けコルト意見書(以下「コルト第1意見書」という。)22頁)。

オ コルトによる「合意に向けた数字づくり」に係る議論の提案（令和2年度以降）

前記回答と合わせて、令和2年12月、コルトは、合意に向けた数字づくりを含む新たな確認事項に関する議論を進める検討をドコモに提案した（ドコモ裁定申請書添付の資料14）。

コルトから、ドコモが合意可能と考える算定式を示してほしいと要望したところ、ドコモは、従来から提案していた加重平均モデルを提案した（ドコモ裁定申請書添付の資料16）。コルトは、ドコモに対し、加重平均モデルの採用を改めて受け入れられない旨主張しつつ、

を確認した（ドコモ裁定申請書添付の資料17）。

ドコモは、「」（ドコモ裁定申請書添付の資料18）こと及び「」（ドコモ裁定申請書添付の資料18）ことを伝達等した。

その後、質疑応答が行われ、令和3年11月に、「過去実績を基に具体的な単金を使った新たな算定式で2019年度以降に適用させる接続料」（コルト答弁書添付の資料J）をコルトにて算定し、「その算定式をベースに両社の合意に向け議論を進めていく」（コルト答弁書添付の資料J）ことについて、コルトが算定に時間を要することについて付言しつつも、

第3 その他判断において重要と考える事項等

1 電気通信設備間の接続に関する裁定制度等

(1) 接続応諾義務及び裁定制度

電気通信事業者は、その電気通信回線設備について、他の電気通信事業者から接続すべき旨の請求を受けたときは、原則として、これに応じる義務がある（法第32条）。また、接続すべき旨の要求に応じなくてよい例外的な場合として、①電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき、②当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき及び③総務省令で定める正当な理由があるときが規定されている。

もともと、電気通信事業者が、電気通信設備の接続について特定の電気通信事業者に対して不当な差別的取扱いを行う場合等には、業務改善命令の対象となりうる（法第29条第1項第10号）。

ここでいう「接続」とは、電気通信事業者が相互に電気通信設備を電氣的に接続することにより、複数の電気通信事業者が一体的に利用者に対して電気通信役務を提供することを可能とすることをいい、接続点を責任分界点として、自らの電気通信設備に係る電気通信役務を提供することをいう。かかる接続制度は、競争による多様な形態での複数の電気通信事業者の参入を前提として、これらの事業者のネットワークが、様々な形で接続されることによって、利用者利益を増進し、公共の利益を確保するという趣旨に基づくものである。

そこで、電気通信事業者間において一方からの接続協定の締結の申入れに対して他方が協議に応じない、又は協議が調わないが、当該接続が行われるべきものである場合には、総務大臣が協議の開始・再開を命じる（法第35条第1項及び第2項）とともに、電気通信事業者は、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないとき、裁定を申請することができる⁶（法第35条第3項）。この裁定があったときは、裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調ったものとみなす（同第7項）とされており、裁定の内容のとおり、当事者間において債権債務関係が確定することとなる。

(2) 裁定方針

総務省は、法第35条第3項又は第4項の規定による裁定の方針として、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」（平成30年1月16日総務省。以下「裁定方針」という。）を策定・公表しており、その内容は次のとおりである。

第一に、金額（認可された接続料等を除く。）については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする（以下「第1項」という。）。

⁶ ただし、当事者が法第155条第1項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

第二に、第一の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする（以下「第2項」という。）。

第三に、第二において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、第一の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする（以下「第3項」という。）。

裁定方針が策定される背景となった、総務省において開催している「接続料の算定等に関する研究会⁷」での議論では、この趣旨は、「接続料の水準について、電気通信事業者間で別段の合意がなければ、かかった費用を回収するコスト主義の考え方が効率的であり、第一次的に検討されるものであるとの考え方によるもの⁸とされている。

これを踏まえて、第1項にあるように、市場における競争状況を勘案し、ネットワークの効率的な構築・利用を促すためにも、実際にかかった費用を超えるものではなく、効率性を踏まえた金額により行われることが望ましいことから、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた」額の算定について、第2項のとおり、関係事業者が総務大臣に提出する「接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータ」を基礎として算定することが想定されている。

しかしながら、裁定当事者によっては、そのようなデータの提出がなされない場合があるため、第3項は、そのような場合において、円滑な接続を速やかに実現する観点等から、第1項及び第2項に代わって用いることができる方法として、利用可能な合理的なデータを用いて、一定の公平性・透明性が確保されている長期増分費用モデル等により算定することとしている。

（3）「適正な原価」及び「適正な利潤」の算定

第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備との接続に係る接続料の算定においては、法の規定に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正利潤を加えた額を基礎としているところ、そのうち、「適正な原価」については、当該接続料を定める電気通信業務に用いられる電気通信設備の構築、維持及び保全に関連する費用を基本としている。

また、「適正な利潤」については、電気通信設備の構築に係る資本調達コストと捉えられており、電気通信設備等の正味固定資産価額等に基づきレートベースを設定し、これに基づき、自己資本費用、他人資本費用及び利益対応税を算定する方式を採用されている。

この考え方は、第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備制度において、接続に関連した費用以外を、当該設備と接続する電気通信設備を設置する他の電気通信事業者に負担させることがないようにするものであり、裁定方針により、原価主義により裁定を行う場合にも妥当するものと考えられる。

本裁定においても、電気通信設備に帰属しないことが明確な営業費、接続に関連しない運

⁷ 令和元年12月に「接続料の算定に関する研究会」から名称を変更

⁸ 接続料の算定等に関する研究会第1次報告書（平成29年9月）70頁

用費・施設保全費・減価償却費は接続料原価に算入されるべきではない。

2 長期増分費用モデル等

法第33条第1項の規定により第一種指定電気通信設備として指定されたNTT東日本・西日本の電気通信設備との接続に関しては、同条第4項の規定に基づき「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当」な接続料を接続約款に定めて、総務大臣の認可を受けなければならないが、そのうち、NTT東日本・西日本の加入電話サービス等に係る電気通信設備との接続に関する接続料については、同条第5項の「第一種指定電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合に当該第一種指定電気通信設備との接続により当該第一種指定電気通信設備によつて提供される電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該第一種指定電気通信設備に係る費用を勘案して金額を算定する」方式、すなわち長期増分費用（LRIC：Long-Run Incremental Cost）方式に基づき算定されている。

長期増分費用モデル（以下「LRICモデル」という。）は、接続料原価を、ネットワークを現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たに構築した場合の費用に基づいて算定するための技術モデルである。費用算定に用いる技術モデルや入力値は、有識者で構成される研究会⁹や一般への意見募集等の開かれた検討プロセスを経て、策定・見直しが行われることから、第一種指定電気通信設備の接続料算定において、非効率性の排除とともに、公平性・透明性の確保が可能となっている。

LRICモデルは、これまで、第一種指定電気通信設備の接続料の適正性を確保するために、概ね3年間隔で改修が行われてきている。

（1）PSTN-LRICモデル

平成12年度以降、第一種指定電気通信設備のうち、加入者交換機能等の接続料は、LRIC方式により算定することとされており、当該方式では、PSTN-LRICモデルが用いられてきた。

これは、全国的なPSTNの仮想的なネットワークを構築して、接続料原価を算定するものであり、加入者交換機においてメタル回線を収容するとともに、中継交換機設置局の中継交換機を経て他の電気通信事業者と接続する（一部、中継交換機設置局を経由しない接続も存在。）ことを想定している。

（2）IP-LRICモデル

IP-LRICモデルは、PSTNを前提とするPSTN-LRICモデルの代替となり得るものとして検討され、コア網（端末系交換機能、中継伝送共用機能、中継交換機能等）

⁹ 長期増分費用モデル研究会

ある」とするなど、総務省は、トラヒック・ポンピングについて、速やかな解決に取り組んでいるところである。

第4 判断

1 裁定が求められている事項

本裁定申請においては、第2の2(1)の接続に係る、同(2)の接続料について、それぞれ能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額とすべきとの裁定が求められている。

この点、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額とすべき」であることについては、コルトが、「本件において、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とすること(裁定方針第1項)自体を争うものではなく」(コルト答弁書48頁)と主張しているとおおり、両当事者において争いはない。

接続料が能率的な経営の下における適正な原価・利潤を超える場合には、その接続料を負担することになる電気通信事業者の利用者に超過分の負担が転嫁されることになることから、電気通信役務の利用者の利益の保護、公正競争の促進、電気通信の健全な発達の観点から、接続料が能率的な経営の下における適正な原価・利潤に照らし公正妥当であることは、法の趣旨にも適い、適正であると考えられる。

これに加えて、ドコモは、本裁定に際し、協議の不調の理由として、「コルトは接続料の算定の考え方について、合理性を欠いた説明を繰り返している」(ドコモ裁定申請書20頁)と主張している。それに対して、コルトは、本裁定に係る答弁書において、「接続料の算定の考え方について適切な説明を行ってきた」(コルト答弁書24頁)と反論している。したがって、ドコモが裁定において求める原価主義の考え方とコルトの主張する原価主義の考え方は、必ずしも一致しておらず、両当事者の協議が不調であるのは、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」の具体的な算定方法について合意が得られないことにあると考えられる。

よって、本裁定では、コルトの取得すべき接続料について、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」の算定方法について裁定を行う。

2 裁定要件の充足の適否

法第35条第3項に基づく裁定を申請できるのは、電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないとき(ただし、当事者が法第155条第1項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。)に限られる。裁定が求められている事項である接続料は、同項に規定する「当事者が取得し、若しくは負担すべき金額」に該当するものである。

また、協議が調わなかったことについて両者に争いはないところ、実際に、両当事者の提出

した資料等を踏まえても、双方が主張するコルトの取得すべき接続料の原価算定の方法が大きく異なり、協議不調の状態にあると認められる。

したがって、本件裁定申請は、同項の裁定要件を充足していると認められる。

3 判断基準

裁定に当たっては、法上、明文で判断基準が設けられているわけではないが、法の求める公正競争の促進の観点、利用者利益の保護の観点、及び電気通信の健全な発達の観点から検討することが適当である。

この点、総務省が定める裁定方針では、前記第3の1のとおり、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とすること等としており、本裁定に当たっても、これにより検討を行う。

4 具体的検討

(1) 裁定方針第1項による検討

裁定方針の第1項においては、「当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする」としている。接続料が能率的な経営の下における適正な原価・利潤を超える場合には、その接続料を負担することになる電気通信事業者の利用者に超過分の負担が転嫁されることから、電気通信役務の利用者の利益の保護、公正競争の促進、電気通信の健全な発達の観点から、接続料が能率的な経営の下における適正な原価・利潤に照らし公正妥当であることを求めることは、法の趣旨にも適い、適正であると考えられる。

(2) 裁定方針第2項による検討

裁定方針の第2項においては、「1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求める」としている。

コルトから提出のあった答弁書及び意見書においては、設備を構成する機器の詳細や、導入に要した費用、減価償却の考え方等が具体的に示されておらず、接続料の算定根拠が必ずしも明らかでなかったため、総務大臣は、コルトに対して、ネットワーク構成図、機器の詳細、導入に要した費用、減価償却費及び接続料原価の考え方等について、法第166条第1項に基づき報告を求めたところ、コルトから、
[REDACTED]

[REDACTED]について回答があった。

その際、コルトから、
[REDACTED]
[REDACTED]

との回答があった。また、
も示されなかった。さらに、コルトのIP電話及びISDNの提供に要する費用について、
についても回答を求めたところ、コルトからは、
とのことであった。

このため、接続料原価を構成する総費用や各費用の按分の対象となる通信サービスのトラフィックの割合等が総務大臣において把握できない。したがって、本件に係る接続料原価をコルトが提出等したデータから合理的に算定することは困難である。

(3) 裁定方針第3項による検討

裁定方針の第3項においては、「2. において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。」としている。

裁定に当たっては、ネットワークにおける非効率性が接続料に反映されないようにする観点から、実際のネットワークがどのような設備構成で設置されているかにかかわらず、その時点における高度で新しい電気通信技術を利用した効率的な設備構成を想定する¹¹モデルを利用することが有用であり、現在は、高度で新しい電気通信技術を利用して効率的なものとなるように構成されたIP-LRICモデルが固定電話の発着信に係る接続料を算定するものとして構築されているため、これを原則として利用することが適当である。

第一種指定電気通信設備の接続料原価の算定に用いた、又は用いることについての検討がなされたことがあるIP-LRICモデルには、

- ① 平成28年度以降のPSTNに係る接続料算定に適用するために構築された「第7次IP-LRICモデル」
- ② 平成31年度以降のPSTNに係る接続料算定に適用するために構築された「第8次IP-LRICモデル」
- ③ 令和4年度以降のNTT東日本・西日本のメタルIP電話の接続料算定において用いられている「第9次IP-LRICモデル」

¹¹ 令和3年9月1日情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」58頁

があり、各期間の接続料の算定においては、それぞれの期間の I P - L R I C モデルを用いることが適当である。

ただし、第 7 次 I P - L R I C モデルについては、平成 27 年情報通信審議会答申にも言及されているとおり、「接続料算定に適用するモデルとしては、大きな課題が残されている」¹²のものであったことから、本裁定に用いることは不適切であり、利用する L R I C モデルから除外する。

本裁定に係る接続料について、どの L R I C モデルを利用することが適当かを検討するために、本裁定申請に係る期間を確認すると、

- ・ I S D N 接続料は、平成 28 年 4 月 1 日から裁定まで
- ・ I P 電話接続料のうち第 2 の 2 (2) イ (ア) に関するものは、平成 27 年 4 月 1 日から裁定まで
- ・ I P 電話接続料のうち第 2 の 2 (2) イ (イ) に関するものは、平成 28 年 11 月 1 日から裁定まで

とされている。これらの期間における最適な L R I C モデルについては、上記①～③を踏まえれば、

- ・平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの I S D N 接続料及び平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの I P 電話接続料については、接続料算定に用いることのできる I P - L R I C モデルが存在しないことから、当時の P S T N - L R I C モデル、
- ・平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの I P 電話接続料及び I S D N 接続料については、第 8 次 I P - L R I C モデル、
- ・令和 4 年 4 月 1 日から裁定の日までの I P 電話接続料及び I S D N 接続料については、I P - L R I C モデルの見直しが行われないうり、第 9 次 I P - L R I C モデルを用いることが適当である。

なお、これらの L R I C モデルは、いずれも、日本全国において、加入者交換機やルータ等を設置し、コア局の設備との間を接続するための伝送路を構築してサービスを提供した場合を想定しているところ、接続料原価を算定するためにこれに入力する需要に関するデータについては、業務区域が限定されているコルトが直面する需要をそのまま直接入力するよりも、全国的に十分な需要のある電気通信事業者のもので代替することが、効率的なネットワークにおける原価算定を行うには適切であると考えられる。

したがって、両当事者は、上記の考え方から L R I C モデルにより計算された都府県の区域（コルトの業務区域のもの）ごとの金額（別表参照）を基本として、コルトの取得すべき接続料を設定すべきである。

第 5 結論

以上の検討の結果より、上記のとおり裁定することが相当である。

¹² 平成 27 年 9 月 14 日情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 28 年度以降の算定の在り方」25 頁

(単位：円、3分換算)

| 年度 | LRICモデル | 東京都 | 千葉県 | 神奈川県 | 埼玉県 | 愛知県 | 大阪府 | 兵庫県 |
|--------|-----------------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| 平成27年度 | 第6次PSTN-LRICモデル | | | | | | | |
| 平成28年度 | 第7次PSTN-LRICモデル | | | | | | | |
| 平成29年度 | 第7次PSTN-LRICモデル | | | | | | | |
| 平成30年度 | 第7次PSTN-LRICモデル | | | | | | | |
| 令和元年度 | 第8次IP-LRICモデル | | | | | | | |
| 令和2年度 | 第8次IP-LRICモデル | | | | | | | |
| 令和3年度 | 第8次IP-LRICモデル | | | | | | | |
| 令和4年度 | 第9次IP-LRICモデル | | | | | | | |
| 令和5年度 | 第9次IP-LRICモデル | | | | | | | |
| 令和6年度 | 第9次IP-LRICモデル | | | | | | | |

※ 第9次IPモデルでは、長期増分費用モデル研究会中間報告書（令和2年5月）の加入者回線の選択ロジックを踏まえ、「メタルIP電話」及び「光IPみなし電話」により電話サービスを提供した場合の額を算出。